

権利討論集会

日時：11月23日(月・祝)13時～
場所：千葉土建本部会館

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 287 号 URL 版 2015 年 10 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

民主主義の破壊許すな!

国民的共同を広げよう

安倍政権は 9 月 19 日、6 割を超える国民が反対している戦争法案を参議院本会議で強行採決。法案は自民党・公明党・次世代の党・日本を元気にする会・新党改革の賛成多数により可決されました。日本国憲法の平和主義・立憲主義・民主主義を破壊する暴挙に全国で怒りの声があがっています。一刻も早く安倍政権を退陣させ、戦争法を廃止・行使させないために継続した運動が必要です。



戦争法廃止に向け始動した
憲法を守り・いかす千葉県共同センター

憲法を守り・いかす千葉県共同センターはこの間、千葉県憲法会議とともに「許すな戦争法案・6・13 千葉県大集会」(4000 人参加)など、県下各地で戦争法案反対の運動を広げてきました。また、千葉県の森田健作知事が靖国神社に参拝し、戦争法案に対して支持表明を行ったことに対して抗議しました。

残念ながら法案は可決されましたが、すぐに会議を開き、戦争法廃止に向けて今後も運動を続けていくこと。具体的には毎週火曜日に行う千葉駅頭での宣伝行動を継続するとともに、「総がかり行動実行委員会」が提起した 2000 万署名に取り組むことを確認しました。

法案が可決された以降も、毎週火曜日に行われている千葉駅の宣伝行動には多くの署名と声が寄せられます。

対話をした多くの人たちは、「自分の子どもが戦場に行くことになるかもしれない法律を可決させたことは許せない」「国会中継を見ても何が何だかわからない中で決められてしまった。あんな採決は無効だ」「80 年生きてきて初めて署名をした。それくらい安倍政権のやり方はひどいと思う」等、安倍政権に対し不信感を募らせています。

戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して草の根の運動を各地で行うことが重要です。

各組織の怒りの声

千葉土建中央執行委員長 鈴木徳男さん

速記もできないほどの怒号の中で行われた参議院の強行採決。おそらく初めから仕組まれていたのだろう。議長もグルになっている。国がそれをやっているのか、立憲主義はどこにいったのかと怒りを感じる。戦後 70 年、海外の人を殺すことのなかったことを誇るべき。テロ対策は戦争を起こすことではない。安倍政権は早期に退陣させる以外ない。

日本共産党が呼びかけた国民連合政府を実現させたい。実現するには民主党の動きが重要になる。戦争法を廃止させるという一致点で大同団結してもらいたい。

そのためにも組合の仲間とともに、きちんと真実を伝えていきたい。戦争法の廃止運動に協力してくれる人を、どんどん増やしたい。

自治労連千葉県本部中央執行委員長 斎藤実さん

憲法を守ることが公務員の責務である。明らかに憲法違反のこの政権は許せない。

私たちは太平洋戦争で赤紙を配ったことを反省し、二度とそれを繰り返さないということをもとに運動している。法案は可決されてしまったが、発動をさせない、発動をされる前に何としても廃止にする運動をしていく必要がある。

今回のことであらゆる層に運動が広まったのはすごいこと。共同して運動していきたい。

公務員の責任は政権の意向を守るのではなく憲法を守ること。自治体職員は国民の奉仕者であって政権の奉仕者ではない。現場の仲間たちにあらためて憲法の重要性を広めていきたい。立憲主義を取り戻すため、政治活動を頑張りたい。

全労連全国一般千葉地本執行委員長 平川健一さん

あらゆることを数の力でやりたい放題。民主主義の暴挙という以外にない。何が起こったのかわからないなかで行われた強行採決についても、許せるはずがないし、あり得ないという想いが強い。戦争法は日本のためには全然いいものではない。安倍政権の軍需産業を潤してGDPを上げようとする考えも許せない。可決されたからといってこのまま終わらせてはいけない。

具体的にどうしていくかはこれから議論していくが、常に声を上げていきたい。来年夏に行われる参議院選挙、そして解散総選挙の時まで、この怒りを忘れさせない運動が必要になる。

日本共産党が呼びかけた国民連合政府はいいと思う。何としても実現させたい。

全教千葉中央執行委員長 寺田勝弘さん

教職員組合として、子どもたちが戦場に行く可能性のある法案を、強行採決したことは絶対に許せない。まして安倍政権は平和のためと言い続け、自衛隊がアメリカの兵士とともに、海外で戦争ができるようにするという真実を隠したことは、本当に怒りを感じる。

今後は戦争法の廃止に向けての運動をしていく必要がある。もちろんそれだけではなく、原発やTPP、教科書問題など、あらゆる課題で様々な層の人たちと共同して安倍政権を追い込んでいきたい。

現場ではまだまだ問題意識を持ってない人や、持っていてもどうしていいのかわからない人がいる。対話をしてどんどん真実を広げ、共同の輪を広げたい。

波濤

先日、青森で、女性2人組の旅行者と行く先々で一緒になり仲良くなった。2日目は平館に泊まったが、彼女たちが宿泊する平館不老ふ死温泉のインターネット口コミサイトをみると、19件中15件が青森で有名な黄金崎不老ふ死温泉についての書き込み。口コミだけで平館不老ふ死温泉に来る人はいないと思うが…▼いま世の中ネット社会で、情報があふれている。ほしい情報は簡単に手に入れられるし、情報の拡散も早い



よだれ (武器商人)

え・西山 進

が、その情報が正しいものなのか、それを判断するのが難しい▼マスコミやメディアに踊らされていると感じることも多い。嘘で作られた真実を信じたまま日々くらしているのが今の社会の現状かと思うと悲しい。

【2面】

戦争は秘密から始まる

“物言えぬ社会” にしないために

秘密保護法学習会

10月5日、秘密保護法を廃止させる千葉の会主催で『再び“もの言えぬ社会” としないために今私たちにできること』が千葉市文化センターで開催され、個人や団体から約50人が参加しました。

主催者あいさつにたった鈴木守会長（自由法曹団）は、戦争法廃案の運動で平時から立ちふさがるのが秘密保護法であり、戦争する国づくりの「車の両輪」となっていると述べ、私たちが何をしなければいけないのか議論を深めていく必要があると強調しました。

新聞労連の新崎盛吾委員長の講演では、冒頭「新聞に関わっている労働者は、主観的なことを話す機会が少ない、労組委員長として、そういう立場の労働者を代弁するような話をしたい」と述べ、

今回の戦争法を巡る新聞報道だけでなく、過去の毎日新聞記者の西山事件などにもふれ、取材と報道の立場が必ずしも一致しないこと、取材者は、情報源を守る立場にあること。また、秘密保護法との関連では、取材をする側と情報提供者との信頼関係がとても重要だと話しました。

連合にも全労連にも属していない新聞労連は、「戦争のためにペンを取らない、カメラを持たない、輪転機を回さない」という大原則があります。この立場から新崎さんは労組委員長として、戦争法反対の行動に取り組み、共闘組織の日本マスコミ文化情報労組会議＝M I Cの議長も務めています。権力に迎合する報道との闘い方にも工夫があると強調しました。

新聞・マスコミの労働者の中にも闘っている人はいるので、その人たちと力を合わせる必要があると実感できる学習会となりました。最後に古林昭七副会長（国民救援会千葉）が行動提起を行いました。



秘密保護法・戦争法をめぐる
マスコミの内情を詳しく解説

「忘れない」では済まされない

福島を知るバスツアー

10月3日船橋労連は、福島県の被災状況を視察するバスツアーを行いました。地域からの関心も高く、定員いっぱいの50名が参加しました。

当日は、面積の81%が帰還困難区域となっている（15年9月現在）福島県浪江町を巡りました。原発事故の放射能被害の真相はいまだ明らかにされていないこと、浪江町に帰ってくることは困難であるという厳しい現実が現地の二人の証言から明らかになりました。

一人目は、「福島バッジプロジェクト」のスタッフ。「福島第一原発事故で、使用済み核燃料の飛散と思われる影響により、一般的な放射線測定器では検出できない放射能汚染があることはあまり知られていない。政府は、こうした事実を隠ぺいし事故を風化させようとしている」。

二人目は、原発事故により被ばくした家畜の殺処分にあらい、自身の被爆を顧みず今も飼育を続ける「希望の牧場」の吉沢代表。「動物も人間と同じ命。家族同然でありこれ以上命を失ってはならない。もう売り物にならない牛たちは原発事故の『生き証人』でもある」「除染をしたって、限界がある。浪江に帰る意味も家も無い町民は棄民(きみん)だ。原発再稼働・新設・誘致ではなく、ドイツのような選択を国民の実力で実現させたい」。

バスツアーを通じて参加者は、改めて脱原発運動を強化する必要があることを確認しました。



原発事故から時間が
止まったままの商店街

労働相談一ヶ月～金銭をめぐるトラブル～

福祉施設で金銭の紛失をめぐる相談がありましたので紹介します。

事例 1、施設で利用者の預かり金が紛失しました。お金は鍵のかかる部屋に保管されていたので、鍵を渡されていた数名の職員が疑われました。施設長が、警察に届けを出し、呼び出された職員が取り調べを受け、根拠もなく職場で特定の職員を犯人扱いし、疑われた職員が体調を崩すというものです。

事例 2、訪問介護先で 90 歳の利用者のお金が無くなり、親類が警察に届けを出し、ヘルパーさんが疑われるというものです。このヘルパーさんは、普段から疑われるような出来事があり、交替を求められていましたが、人が足りないという事から、責任者が対応していないというなかでの出来事でした。

事例 1 は、金銭管理の実態がずさんなもので、普段誰でも入ることが可能な状態で、カギをかけるのは帰る時だけと言います。また、いつなくなったのかもわかっていません。誰が盗んだのかは問題ですが、それ以上に問題なのは、自分の管理責任を反省せず、何の証拠もなく労働者を犯人扱いにしている施設長の対応です。事例 2 は、訪問介護の中で起こりかねない問題です。90 歳の独居者とヘルパーしかない状態を想定すると相当な信頼関係が成立していないと、トラブルになることが想定されます。

事例 1 と 2 に共通する問題は、管理職員の稚拙な対応の仕方です。トラブルが発生したら、事実関係をしっかり把握して分析し、どんな対応が必要か慎重に判断する必要があります。疑わしいと思っても、安易な形で労働者を「犯人」扱いすることは許されません。【中林】